

## 【1】中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(p.6)

中小企業者等が、取得価額が 30 万円未満である減価償却資産を取得などして事業の用に供した場合の損金算入の特例について、税制改正が行われました。

これまで、この特例の対象となる法人は中小企業者又は農業協同組合等で、青色申告法人(通算法人を除きます。)のうち、常時使用する従業員の数が 500 人以下(令和 2 年 3 月 31 までの取得などについては、1,000 人以下)の法人とされていましたが、その適用要件から、電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により法人税の確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人のうち、常時使用する従業員の数が 300 人を超えるものが除かれることになりました。

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日以後に取得又は製作若しくは建設をする少額減価償却資産について適用されます。

## 【2】社会保険の適用拡大と源泉所得税(p.7)

2024 年 10 月から、社会保険加入の義務化の適用範囲が拡大され、従業員数 51 人~100 人の企業もパートやアルバイトを社会保険に加入させることが義務付けられます。これは、2020 年 5 月に成立した年金制度改正法により、段階的に社会保険の適用が拡大されてきたものです。適用になる企業の従業員数の数え方は、フルタイムの従業員数と週の労働時間がフルタイムの 3/4 以上の従業員数を合計した数、すなわち、現在の厚生年金保険の適用対象者の数です。新たに義務化の対象となる人がいる場合は、速やかに加入手続きを行きましょう。

【加入対象者】次の条件をすべて満たすパート・アルバイトの方 ①週の所定労働時間が 20 時間以上②所定内賃金が月額 88,000 円以上③2 ヶ月を超える雇用の見込みがある④学生ではない(休学中、定時制、通信制の方は加入対象) 毎月の給与の源泉所得税計算は社会保険料を差し引いてから税額を求めますから、社会保険加入者は、併せて給与計算の見直しが必要になります。

## 【3】知らなきゃ損する?! 助成金・助成金申請②~自社にあった補助金・助成金を見つけよう~(p.8)

(株)帝国データバンクの調査によると、中小企業が抱える優先度が高い経営課題は、人材、資金、製品・サービス、業務、事業承継に大別されます。それぞれに応じた課題と解決のポイントを紹介します。

### ● 人材の確保 厚生労働省が各種助成金制度を実地しています。

★人材確保等支援助成金 ★キャリアアップ助成金 ★人材開発支援助成金 ★トライアル雇用助成金

★両立支援助成金 ★産業雇用安定助成金 ★働き方改革推進支援助成金

### ● 新商品・新サービスの開発・差別化 ★ものづくり補助金 ★事業再構築助成金

### ● 販路開拓 展示会出展、広告宣伝、Webサイト構築等の販路開拓費用に補助金・助成金を活用することができます。

★小規模事業者持続化補助金 ★ものづくり補助金(グローバル市場開拓枠)

### ● 業務の効率化、コスト削減 従業員のストレスの増加を招かないよう、業務改善に取り組み、従業員を高付加価値業務にシフトすることが重要です。★IT導入補助金 ★中小企業省力化投資補助金 ★業務改善助成金 ★省エネ補助金

### ● 事業継承 後継者の選定から、事業承継計画の策定、資金調達まで早めの準備に取り組むことがポイントです。

★事業承継・引継ぎ補助金 ★小規模事業者持続化補助金(後継者支援枠)

### ● 補助金・助成金の情報 各省庁や地方自治体には独自の補助金・助成金制度があり、目的や対象、申請期間、補助額などが異なります。自社にあった補助金・助成金をタイムリーに見つけるためには、情報を集約したポータルサイト、実施機関の Web サイト、士業など専門家からの情報収集が不可欠です。

《今号は児玉尚士が担当いたしました。》